

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和8年7月28日

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 企画競争内容

(1) 件名

住宅瑕疵担保保険制度等に係る検討会運営支援業務

(2) 業務概要

本業務は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（履行法）に基づく運用実態やトラブルの発生状況、住宅市場の現状を収集整理するとともに、住宅瑕疵担保に関わる有識者及び実務者等による検討会等の運営支援を通じて、住宅瑕疵担保保険制度等の今後のあり方等の方向の基礎資料を作成するものである。

(3) 仕様等

企画競争説明書による。

(4) 提案内容等

企画競争説明書による。

(5) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。詳細は企画競争説明書による。

(6) 企画競争の方法

本件は、企画競争による。契約予定価格を上限として、専門的知識、技術及び創意等に関する企画を公募し、企画競争に参加した者のうち、企画内容が最も優れた者を契約に係る優先交渉者として特定する。詳細は企画競争説明書による。

2. 参加資格

企画競争に参加する者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある者を除く。）。

イ 財団から取引停止の通知を受け、当該取引停止期間の終期が到来していない者。

ウ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(2) 「令和07・08・09年度全省庁統一資格」を有する者。

(3) 契約書（案）により財団と契約を締結することが可能であること。

(4) 東京都内又はその近郊に事務所を有すること。

3. 手続き等について

(1) 企画競争説明書及び契約書（案）の交付期間及び交付方法

交付期間：令和8年7月28日（火）～ 令和8年8月10日（月）12時

交付方法：当財団ウェブサイトの「調達情報」からダウンロード。

※その他、企画競争公告及び企画競争説明書内で使用する用語の解説や制度等において必要な資料及び情報は、財団又は国土交通省のウェブサイトで適宜検索し、確認すること。

(2) 企画競争説明書及び契約書（案）についての問合せ

問合せ内容：企画競争説明書及び契約書（案）の記載事項に限る。本企画競争の採択基準等についての問合せは受け付けない。

問合せ期間：令和8年7月28日（火）～令和8年7月31日（金）17時

問合せ方法：問合せ窓口までメールで問い合わせること。メールの件名は、「住宅瑕疵担保保険制度等に係る検討会運営支援業務 問合せ」とし、問合せ内容をメール本文に簡潔にまとめること。電話での問合せは受け付けない。

問合せ窓口：公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

企画部総合企画調整課 小川・串畑・木村

メールアドレス：ogawa-ry@chord.or.jp

kushihata-km@chord.or.jp

回答期限：令和8年8月3日（月）17時まで

回答方法：個別には回答せず、当財団ウェブサイトの「調達情報」で公表する。

(3) 提出書類の提出期限、提出方法及び提出先

提出書類：①企画提案書（表紙は様式1を使用のこと） 原本1部及び写し2部

②見積書 原本1部及び写し2部

③誓約書（様式2） 原本1部

④「2. 参加資格(2)」を証する疎明資料 1部

⑤「2. 参加資格(4)」を証する疎明資料（会社案内等） 1部

※各書類の写しについては、ホチキス止めは行わず、クリップ留めにて提出すること。

提出期限：令和8年8月10日（月）12時（必着）

提出方法：配達記録の残る方法により、郵送又はその他の送付方法で提出するものとし、封筒等の表に1. (1)の件名を記載すること。持参は認めない。

提出先：〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3階

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

総務部契約担当 電話：03-3261-4567

(4) 審査の実施

上記(3)により書類を提出した者で、参加資格の要件を満たす者について、提出書類に基づく審査（書面審査）を実施し、優先交渉者を特定する。なお、審査の過程において、提出書類の内容に関し、必要に応じて電話又はメールにより照会を行う場合がある。

(5) 審査結果の通知期限及び方法

通知期限：令和8年8月21日（金）17時まで

通知方法：全ての企画競争参加者に対し、結果のみをメールで通知する。

(6) 契約の締結

優先交渉者として特定された者は、財団と企画の内容及び契約金額を協議し確定し、仕様書を定めて、別添の契約書（案）により契約を行う。なお、特定された者に対して追加で資料の作成及び提出を求めることがあり、これを拒む場合には、契約を締結しないこととする。

4. 求める企画

企画競争説明書による。

5. 提案に対する評価の観点
企画競争説明書による。

6. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 企画競争参加及び企画提案書の無効
企画競争説明書による。

(3) 契約に係る優先交渉者の決定方法

企画競争説明書で定める方法により最も得点が高い者を優先交渉者とする。ただし、企画競争説明書で指定する提案の評価項目のうち必須とされた事項（評価の観点）が最低限の水準に達しない場合には、失格とする。

優先交渉者は、財団と企画の内容及び契約金額を協議し確定させ、別添の契約書（案）により契約を行う。詳細は企画競争説明書による。

(4) 契約書作成の要否：要（別途交付の契約書（案）による。）

(5) その他の詳細は企画競争説明書による。

(6) 本公告及び企画競争説明書に定めがない場合は、調達情報で公開する「入札心得」の定めによる。

以上